

平成26年度 新居浜市一般会計補正予算（第3号）

平成26年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243,725千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,262,511千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年9月2日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方特例交付金		60,000	7,942	67,942
	1. 地方特例交付金	60,000	7,942	67,942
10. 地方交付税		6,180,000	△214,474	5,965,526
	1. 地方交付税	6,180,000	△214,474	5,965,526
14. 国庫支出金		6,614,466	80,891	6,695,357
	2. 国庫補助金	1,518,748	80,891	1,599,639
15. 県支出金		3,314,691	△31,345	3,283,346
	2. 県補助金	1,185,797	△31,345	1,154,452
18. 繰入金		2,516,032	102,227	2,618,259
	1. 基金繰入金	2,516,032	102,227	2,618,259
19. 繰越金		1,100,000	31,605	1,131,605
	1. 繰越金	1,100,000	31,605	1,131,605
20. 諸収入		1,780,102	211	1,780,313
	4. 雑入	642,872	211	643,083
21. 市債		3,817,900	266,668	4,084,568
	1. 市債	3,817,900	266,668	4,084,568
歳入合計		47,018,786	243,725	47,262,511

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,944,503	25,408	3,969,911
	1. 総務管理費	3,039,293	25,408	3,064,701
3. 民生費		18,527,589	28,628	18,556,217
	1. 社会福祉費	9,091,065	28,576	9,119,641
	2. 児童福祉費	6,996,522	52	6,996,574
4. 衛生費		5,154,997	101,274	5,256,271
	1. 保健衛生費	1,103,299	81,274	1,184,573
	3. 下水道費	2,067,794	20,000	2,087,794
6. 農林水産業費		624,788	44,564	669,352
	1. 農業費	483,747	44,564	528,311
8. 土木費		4,083,564	40,000	4,123,564
	2. 道路橋りょう費	1,009,039	40,000	1,049,039
9. 消防費		2,096,375	211	2,096,586
	1. 消防費	2,096,375	211	2,096,586
13. 諸支出金		74,395	3,640	78,035
	2. 普通財産取得費	74,330	3,640	77,970
歳 出 合 計		47,018,786	243,725	47,262,511

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

千 円

第2表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域活性化事業	千円 40,500	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年4.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）%	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	40,500	—	—	—

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 2,200,000	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	% 年4.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 2,426,168	補正前に同じ	% 補正前に同じ	補正前に同じ
計	3,817,900	—	—	—	4,044,068	—	—	—